

浜名湖ガーデンパーク 行為許可申請書 (コスプレ)

(お問い合わせ・申請先)

静岡県指定管理者

浜名湖ガーデンパーク管理センター

TEL : 053-488-1500 FAX : 053-488-0009

〒431-1207 静岡県浜松市西区村櫛町 5475-1

申請日：平成 年 月 日

(フリガナ) 申請者氏名		(フリガナ) 団体名	
住所	〒		
電話番号		FAX	
携帯電話		E-Mail*	

* 日中の連絡が取りにくいなど、メールでの連絡が必要な場合

利用日	平成 年 月 日																												
使用施設	体験学習館 研修室																												
目的	商用利用を伴わない、個人的なコスプレ撮影および更衣のため																												
内容	コスプレをしての撮影および研修室を利用する際の更衣・休憩など																												
	■ 利用者数：約 名 ■ タイムスケジュール ※利用できるのは8:30～17:00です。																												
記入欄に収まりきれない 場合や既存の企画書等が ある場合は、別途添付 してください	<table border="1"><tr><td>6時</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	6時	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19														
6時	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19																
領収書	必要 / 不要 (領収書の宛名：)																												
備考																													

(申請にあたって)

- 研修室の使用料は「1日」：2,400円(8:30～17:00)・「半日」(8:30～12:30/13:00～17:00)：1,200円です。
- 精算は、当日到着時に体験学習館内にある管理センターにて現金でお支払いください。
- 商用利用など、営利を目的としたビデオ・スチール撮影を行う場合は別途申請が必要となります。(有料)
- 一般来園者の利用を制限したり、迷惑をかけるような撮影は許可できません。また、花壇の中や立入禁止場所に入らないなど公園の利用ルールに則って、撮影を行うようお願いいたします。
- 過度な露出や他のお客様が不快になるような衣装についてはご遠慮ください。
- 申請書を提出する前に、必ず管理センターと日程の調整や実施場所の確認を行ってください。
- 申請には下記の書類が必要です。

行為許可申請書(本紙) チェック表 その他添付資料(必要な方のみ)

- 申請書類は管理センターまでお持ちいただくか、FAX・郵送にてお送りください。内容を確認の後、許可書を発行いたします。原則として実施日の2週間前までのご提出をお願いしておりますが、過ぎる場合は管理センターまでご相談ください。

チェック表

行為許可は、浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例第15条第4項に規定する範囲内で許可するものです。許可を受けた行為により、一般の公衆の利用に支障を及ぼすことや、公共の福祉の増進に反することがないかを確認するため、次の各項目について該当するものに○をつけてください。

1	一般の公園利用者の安全を守るよう必要な措置を行いますか	行う ・ 行わない (安全を守る) (安全を守れない)
2	公園を滅失し、損傷するなど公園の利用に支障を及ぼす恐れがある行為をしますか (例：過剰な音量での演奏・放送等、車両の空ぶかし・騒音運転等)	しない ・ する
3	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められる行為をしますか (例：違法改造車・消音器不備車及び消音器を取り外した車両の走行等)	しない ・ する
4	暴力団や集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められる行為を行いますか	しない ・ する
5	公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しますか	しない ・ する

なお、申請内容に偽りがあった場合には、許可の取消しをすることがあります。

誓約書

私(当社又は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等(暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
 - 役員等が、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結しているもの
- 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
 - 暴力的な要求行為を行うもの
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
 - 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
 - その他前各号に準ずる行為を行うもの

平成 年 月 日

氏名(代表者)

印